

報告対象	建築主氏名	建築確認申請日	平成	年	月	日
	建築物	建築場所				

### 地盤の状況判断等に関する報告書

標記の建築物に関する地盤の状況判断と基礎の設計について、下記 ~ のうち で囲んだものとしたことを、報告します。

平成 年 月 日

宮城県 建築主事 様

建築士事務所 ( 名称、電話 ) \_\_\_\_\_

設計者氏名 ( 個人名 ) \_\_\_\_\_ 印

地盤の長期応力度の制限がない杭基礎とした。

地盤の長期応力度が 20 kN / m<sup>2</sup>以上と判断し、鉄筋コンクリート造のべた基礎とした。

地盤の長期応力度が 30 kN / m<sup>2</sup>以上と判断し、底盤の幅が下表 2 の ( 1 ) である RC 造の布基礎とした。

地盤の長期応力度が 50 kN / m<sup>2</sup>以上と判断し、底盤の幅が下表 2 の ( 2 ) である RC 造の布基礎とした。

地盤の長期応力度が 70 kN / m<sup>2</sup>以上と判断し、底盤の幅が下表 2 の ( 3 ) である RC 造の布基礎とした。

地盤の長期応力度が 70 kN / m<sup>2</sup>以上で、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずる恐れのない場合と判断し、無筋コンクリート造のべた基礎とした。

地盤の長期応力度が 70 kN / m<sup>2</sup>以上で、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずる恐れのない場合と判断し、無筋コンクリート造の布基礎とした。

構造計算により、\_\_\_\_\_とした。

表 1 : 基礎の形式と地盤の長期応力度の関係 ( 平成 12 年建設省告示第 1347 号 )

基礎の形式	
杭基礎	地盤の長期応力度の制限はない。
鉄筋コンクリート造のべた基礎	地盤の長期応力度が 20 kN / m <sup>2</sup> 以上。
鉄筋コンクリート造の布基礎	地盤の長期応力度が 30 kN / m <sup>2</sup> 以上。( 表 2 を参照 )
無筋コンクリート造のべた基礎	地盤の長期応力度が 70 kN / m <sup>2</sup> 以上で、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずる恐れのない。
無筋コンクリート造の布基礎	

表 2 : 布基礎の底盤の幅 ( 平成 12 年建設省告示第 1347 号 )

地盤の長期許容応力度	建築物の種類		その他の建築物
	木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物		
	平屋建て	二階建て	
( 1 ) 30 kN / m <sup>2</sup> 以上 50 kN / m <sup>2</sup> 未満	30 cm 以上	45 cm 以上	60 cm 以上
( 2 ) 50 kN / m <sup>2</sup> 以上 70 kN / m <sup>2</sup> 未満	24 cm 以上	36 cm 以上	45 cm 以上
( 3 ) 70 kN / m <sup>2</sup> 以上	18 cm 以上	24 cm 以上	30 cm 以上